

# 財団法人 下関海洋少年団育成会

## 寄付行為

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、財団法人下関海洋少年団育成会（以下「法人」という。）という。

#### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を下関市竹崎町四丁目6番8号に置く。

#### (目的)

第3条 この法人は、下関海洋少年団を支援、育成することにより、その経済的基盤を強固にし、団則に定められた活動の健全なる実践と発展を図ることを目的とする。

#### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 下関海洋少年団運動の支援、育成に関する事業
- (2) 下関海洋少年団活動の普及啓蒙に関する事業
- (3) その目的を達成するために必要な事業

### 第2章 資産及び経理

#### (資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 資産から生ずる果実

(3) 事実に伴う収入

(4) 寄付金品

(5) その他収入

(資産の種類)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 別紙財産目録のうち、基本財産として記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て有価証券の購入又は定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、また運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上を議決を経、かつ、山口県教育委員会の承認を受けて、その一部に限りこれらを処分し、又は運用財産に繰り入れることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業執行に要する経費は、資産から生ずる果実及び運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に山口県教育委員会に届け出なければならない。

2 事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

(収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、年度終了後1箇月以内に、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減理由書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎会計年度終了後2箇月以内に山口県教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(借入金等)

第12条 この法人が借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）をしようとするときは、理事会の議決を経て、山口県教育委員会の承認を受けなければならぬ。また、収支予算で定めるものを除くほか、新に義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときも、同様とする。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年

3月31日に終わる。

### 第3章 役 員

#### (役員)

第14条 この法人には、次の役員を置く。

理 事 6名以上25名以内

監 事 3名以内

#### (役員の選任)

第15条 理事及び監事は、理事会で選任し、理事は、互選により理事長1名、副理事長2名、常務理事1名を定める。

2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

#### (役員の職務)

第16条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事会の決議に基づき、日常の業務に従事する。

4 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

#### (役員の任期)

第17条 この法人の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお

その職務を行う。

(役員の解任)

第18条 役員は、次の各号の一に該当するときは、理事現在数の3分の2以上の議決により解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められると

き

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員の報酬)

第19条 役員は無給とする。ただし、常務理事は有給とすることができる。

2 前項ただし書の場合における常務理事の報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(会員)

第20条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的及び事業の推進に積極的に協力しなければならない。

(職員)

第21条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給とする。

#### 第4章 会議

(理事会の招集等)

第22条 理事会は、毎年2回以上とし、理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、文書をもって通知しなければならない。

3 会議の議長は、理事長とする。

(理事長の定足数等)

第23条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第24条 すべて会議には、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名押印のうえ、これを保存する。

## 第5章 寄付行為の変更並びに解散

(寄付行為の変更)

第25条 この寄付行為は、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、山口県教育委員会の認可を受けなければ変更できな

い。

(解散)

第26条 この法人の解散は、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、山口県教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第27条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、山口県教育委員会の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

(書類及び帳簿等の備付等)

第28条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄付行為
- (2) 役員その他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項の書類及び帳簿は、永久保存しなければならない。ただし、前項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び

同項第8号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

## 第6章 補 則

### (細則)

第29条 この寄付行為施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

### 附 則

- 1 この法人の設立当初の会計年度は、この寄付行為の規定にかかわらず、この法人の設立許可の日から昭和54年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立当初の役員は、この寄付行為の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第17条の規定にかかわらず、昭和56年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、この寄付行為の規定にかかわらず、別紙事業計画及び収支予算書のとおりとする。

【平成16年5月19日 改訂】

これは、当法人の寄付行為に相違ありません。

下関市竹崎町四丁目6番8号

財団法人 下関海洋少年団育成会

理 事 山 本 一 清

